

第2回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年2月20日(水) 午後13時30分～午後15時17分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (8人)

会 長	9番委員	内	山	正	勝
第一順位職務代理者	8番委員	円	谷		要
委 員	1番委員	磯	部	伊	弘
	2番委員	伊	藤	義	則
	3番委員	石	井	一	美
	4番委員	大	野	義	明
	5番委員	小	沼	孝	雄
	7番委員	小	針	久	司

農地利用最適化推進委員

	北	畠	正	
	添	田	豊	廣
	石	塚	武	敏
	兼	子	孝	昭
	小	針	一	之
	人	見	昇	
	星	あ	き	子

4 欠席委員 (1人)

6番委員 星 重 保

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による提出について

報告第2号 農地賃貸借の合意解約について

報告第3号 携帯電話用無線基地局の建設計画について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請適否決定について

議案第3号 平成30年度農用地利用集積計画適否決定について

議案第4号 平成30年度農地利用配分計画適否決定について

議案第5号 平成31年度農作業労働賃金標準額の設定について

6 農業委員会事務局職員

農業員会事務局長

森 賢 一

農業委員会書記

久 下 裕 貴

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。開会を円谷副
会長よりよろしくお願い致します。

円谷副会長 これより平成31年第2回天栄村農業委員会総会を開会致します。

事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。

会長 (内山会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。続きまして、議長選出なのですが天栄村農業委員
会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっているため、
内山会長よりよろしくお願い致します。

内山会長 それではしばらくの間議長を務めさせていただきます、ご協力をよろしく
お願い致します。出席、欠席の報告についてですが、本日の出席委員は8名
であります。届け出欠席は6番 星重保委員であります。よって天栄村農業
委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。
議事録署名委員の指名については、7番の小針委員、8番の円谷委員の
両名をお願い致します。

それではただいまから議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件
を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 (議案書1ページ～4ページを朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手を願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、報告事項なので、承認といたします。

(13:41決定)

議長 続いてNo.2について事務局より説明を願います。

事務局 (議案書5ページ～6ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので意見・質疑のある方は挙手を願いま
す。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、報告事項なので、承認といたします。

(13:42決定)

議長 続いて、No.3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案書7ページ、8ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、この件に関しての意見・質疑がある方の挙手お願
いいたします。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、報告事項なので承認いたします。

(13:44決定)

続いて、No.4とNo.5については関連がございますので、一括の審議とさせていただきます。

No.4とNo.5について事務局より説明を願います。

事務局
議長

(議案書9ページ～12ページ朗読)

説明が終わりましたので、この件に関する意見・質疑がある方の挙手をお願いいたします。

(意見・質疑なし)

無いようですので、意見・質疑なしと認め、報告事項なので承認いたします。

(13:48決定)

続いて、報告第2号「農地賃貸借の合意解約について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局
議長

(議案書13ページ、14ページ朗読)

説明が終わりましたので、この件に関する意見・質疑がある方の挙手をお願いいたします。

(意見・質疑なし)

無いようですので、意見・質疑なしと認め、報告事項なので承認いたします。

(13:48決定)

続いて、報告第3号「携帯電話用無線基地局の建設計画について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長

(議案15ページ～24ページ朗読)

説明が終わりましたので、この件に関する意見・質疑がある方の挙手をねがいます。

(意見・質疑なし)

無いようですので、意見・質疑なしと認め、報告事項なので承認いたします。

(13:57決定)

続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。

No.1について事務局より説明を願います。

事務局 (議案書25ページ、26ページ朗読)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。5番 小沼委員よりご説明願います。

小沼委員 2月の初めに、■■■■さんのお父さんが家に来て「田んぼを買うようにしたので見てほしい」との事で、2人で行って来ました。今持っている田んぼの隣り合わせになります。■■■■さんは鏡石町に引っ越しており、天栄村に帰ってきて農業をやるつもりはなく、田んぼを売りに出したいようです。尚、電話で確認をして間違いないですという事でした。審議の程、よろしくお願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:03決定)

続いて、No.2について事務局より説明を願います。

事務局 (議案書25ページ、27ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。3番 石井委員より説明願います。

石井委員 2月18日(月)に県の農業振興公社と■■■■さんの両名に電話で確認をいたしました。先程事務局より説明がありました通り、5年前に分割売買しており、今度分割が完了したという事から3条の申請に至ったという事を伺っております。議案の詳細についても両名に確認し間違いないという事でしたので、皆様のご審議をよろしくお願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:08決定)

続いて、第2号「農地法5条の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (議案書28ページ～32ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。本来であれば6番星委員に説明を願う所がありますが、本日欠席でありますので事務局の森局長より説明を願います。

事務局長 本日、星委員より電話で説明がございました。調査日については、2月14日に貸し手の■■■さんと■■■さんに電話で確認をしたとの事です。■■■さんの方では、携帯電話でそのような内容であれば貸しましょうと話をしたそうです。■■■にも電話で確認をした所、そのような内容でしたらお貸ししましょうと快く言って頂きましたとご報告を頂きました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:15決定)

続いて議案第3号「平成30年度農用地利用集積計画適否決定について」の件を議題といたします。

No.1について事務局より説明を願います。

事務局 (議案書33ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。中郷・児渡地区 農地利用最適化推進委員の北島委員より説明願います。

北島委員 現地を確認しました。適かと思えます。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:18決定)

続いてNo.2について事務局より説明を願います。

事務局 (議案書33ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。中郷・児渡地区 農地利用最適化推進委員の北島委員より説明願います。

北島委員 再設定であり、■■■さんの方で良く耕作されておりますので、適であると思えます。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

円谷委員 2筆合計5万というのは、1年間で1万という事ですか。1年間で5万という事ですか。

事務局長 1年間で5万という事になります。前まではもっと高かったですが、米が下がっているという事でお話をして、2筆5万という事になったそうです。

円谷委員 通常ですと、1反歩1万4千円ですね。

事務局 いくら高くても1俵2万8千円ぐらいですが、2俵換算くらいでずっと借りていて、そのまま賃料が変わらずに来ていましたが今回変わりました。

円谷委員 半端が出るから切り上げてという事ですね。

事務局 そうです。

議長 その他ありますか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:22決定)

続いて、No.3について事務局より説明願います。

事務局 (議案書33ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里北部・中部地区 農地利用最適化推進委員の添田委員より説明願います。

添田委員 借りる方は、XXXXXXXXXXさんのお母さんの実家になります。そのような事でお願ひしたいということでした。来月あたりに、もう5筆程でという事を言っております。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:25決定)

No.4に入る前にこの案件は4番大野委員の案件となります。よって、天栄村会議規則第10条の規定により、大野委員は退席願います。

(大野委員 退席)

事務局より説明願います。

事務局 (議案書33ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里東部・南部地区 農地利用最適化推進委員の石塚委員より説明願います。

石塚委員 ■■■さんと■■■さんの両名に確認をしましたら、再設定をお願いしたいということでした。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:27決定)

(大野委員 着席)

続いて、No.5とNo.6について関連がございますので、一括審議といたします。

事務局より説明を願います。

事務局 (議案書34ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区 農地利用最適化推進委員の兼子委員より説明願います。

兼子委員 No.6の方は、■■■さん・■■■さんに2月17日に電話で確認をした所、間違いありませんという事でした。No.5の方は、■■■さんの方は間違いはないという回答をもらえましたが、■■■さんの方は、水田の水利の問題がありもう一度■■■さんと確認してくださいという事で、■■■さんに話をしました。20日に農業委員会の総会があるので19日まで連絡を下さいと言っていましたが、連絡がその後ないのでこの件は保留でお願いします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、No.6の方の本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:32決定)

続いて、No.7とNo.8について関連がございますので、一括審議といたします。

事務局より説明を願います。

事務局 (議案書34ページ朗読)

事務局長 No.7について補足で説明いたします。久下の方から全部の周期の方が10月だからという事ですがこちらは■■■さんから別に借りており、その周期が全部10月25日になり、それに合わせて別々の賃借権をつくらないように、全部一括にまとめたいというような事でこうなっています。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区 農地利用最適化推進委員の兼子委員より説明願います。

兼子委員 それでは、No.7・8について説明します。■■■■さんは元々耕作をしておらず、今坂地区の方が耕作していましたが、そこが返されたものですから■■■■さんに新規で貸すこととなりました。よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:38決定)

続いて、No.9について事務局より説明を願います。

事務局 (議案書34ページ朗読)

事務局長 私の方から、補足いたします。前の■■■■さんの息子さんで農業者年金の関係での設定になります。再度10年間設定したいという事です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員の小針委員より説明願います。

小針委員 2月15日に確認に行きまして参りました。今話がありました通り、親子であり再設定という事でよろしく願いますとの事でした。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

円谷委員 確認の為に聞きますが、農業者年金を受給するためには、経営移譲の形をとらなければならないという事ですね。

事務局長 今回の新年金ではなく、旧年金ということで、経営移譲年金という上乗せの部分です。通常の部分にプラス上乗せの経営移譲をもらうには、自分が持っている所を誰かに貸さなければならない。経営を移譲するという事です。ですので、自分から息子に移譲しても良いですし他人に貸しても該当するという事です。

円谷委員 あくまでも、自分の保有地で借りているものは関係ないという事ですか。

事務局長 借主が■■■■さんにはなれませんので、年金をもらう時に経営移譲していただきますから自分は農業者ではなくなっている形になります。その人が農業委員会を通して、借りた時点でその人の年金はストップします。

議長 他にございませんか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:46決定)

続いてNo.10に入る前に、この議事案件は私の案件となります。

よって、天栄村会議規則第10条の規定により、退席いたします。

議長の職は円谷職務代理にお願いいたします。

(内山会長は退席し、円谷職務代理が議長の席へ)

円谷職代

議長を交代しました。

暫くの間、議長の職を努めますのでよろしくお願いいたします。

事務局より説明を願います。

事務局

(議案書33ページ朗読)

円谷職代

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。高林・沖内地区 農地利用最適化推進委員の人見委員より説明願います。

人見委員

内山会長、■■■■さんに確認を取っており間違いはないという事です。審議の程よろしく願います。

円谷職代

説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:39決定)

ここで議長を交代します。ご協力ありがとうございました。

(円谷職務代理は自席へ、内山会長は議長の席に着席)

議長

議長を交代しました。

円谷職務代理者ありがとうございました。

続いて、No.11について事務局より説明を願います。

事務局

(議案書33ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。湯本・太多郎・大平地区 農地利用最適化推進委員 星委員よりご説明願います。

星委員

2月14日に県の農業振興公社へ電話をいたしまして、■■■■さんの田んぼ・地番・面積を両者に確認をし、間違いはないということでした。問題はないかと思いますが、湯本地区では新しい形ですがこうやって増えていけばいいなと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

石井委員 先程、農地耕作改善事業という事で前に賃貸借の解消というような事で話が上がってきたと思いますが、その農地耕作改善事業というのは、県の振興公社を通してやるとメリットがあるのですか。事業内容を説明できれば。

事務局 長 メリットというよりは、農地耕作改善事業を取組む為の要件として農地中間管理機構を通して、担い手への使用貸借。要は、集積が要件の1つとなっています。

石井委員 別に、県の農業振興公社へ貸して、又貸しなくてもいいのではと思います。

事務局 長 それをやりますからという事で、事業採択を受けています。

議長 他にございませんか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:00決定)

事務局 続いて、No.12について事務局より説明を願います。

(議案書35ページ朗読)

議長 事務局より説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。8番円谷委員よりご説明願います。

円谷委員 2月4日に会議を持ちまして、説明を受けました。沖内上ノ原29番地の方は、私の田んぼの上になります。あくまでも、金額が安かったものですから本当に大丈夫なのか確認をしました。本人の事情でという事でした。それ以上の事は、本人が納得しているので質問はしませんでした。よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:04決定)

事務局 続いて、議案第4号 平成30年度農地利用配分計画適否決定についての議題といたします。

事務局より説明願います。

(議案書36ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。湯本・田良尾・大平地区 農地利用最適化推進委員 星委員よりご説明願います。

星委員 2月14日に■■■さんに電話をいたしまして、糯田の田んぼ3枚間違いないという事でしたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:07決定)

続いて、議案第5号、平成31年度農作業労働賃金標準額の設定についての件を議題といたします。

事務局より説明を願います。

事務局 (議案書38ページ、39ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、各委員より忌憚のないご意見をお聞かせ願いたいと思います。

質疑・ご意見のある方は挙手願います。

円谷委員 単価は昨年同様ですが、備考の緑化苗・硬化苗の1箱あたりの苗はいつの単価になりますか。

事務局 こちらも昨年同様となっております。あくまでも、目安としてやっておりますので後は話し方次第だと思います。

議長 このような流れで、基準でよろしいでしょうか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:15決定)

事務局長 では閉会を円谷副会長よりよろしく申し上げます。

円谷副会長 以上を持ちまして、第2回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(15:17終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

平成31年 2月 26日

議 長

内 山 正 勝



7 番 委 員

小 針 久 司



8 番 委 員

岡 谷 要

